

東京都市計画高度利用地区の変更（港区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の( )内は変更前を示す。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物の容積率 の最高限度 (注1)	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建ぺい 率の最高限度 (注2)	建築物の建築 面積の最低限度	壁面の位置の 制限	備考
高度利用地区 (浜松町一丁目地区)	約 0.7ha	90 10	30 10	5 10	200 m <sup>2</sup>	2m、5m	浜松町一丁目地区第一種市街地 再開発事業施行区域
(注1)							
(1) 敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の規模である建築物にあっては、下記の数値を減じる。							
ア 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合 10 分の 15							
イ 500 m <sup>2</sup> 未満の場合 10 分の 20							
(2) 住宅の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が 10 分の 30 未満である建築物にあっては、下記の数値を減じる。							
ア 10 分の 20 以上の場合 10 分の 5							
イ 10 分の 10 以上かつ 10 分の 20 未満の場合 10 分の 10							
ウ 10 分の 10 未満の場合 10 分の 15							
(3) 地上部及び建築物上の緑化率による限度							
東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が、35%未満である建築物にあっては、10 分の 0.6 を減じる。							
(4) 建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の許可を受けたものは、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。							
(注2)							
(1) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。							
港区内のその他の既決定地区	面積	位 置					
高度利用地区 赤坂・六本木地区	約 ha 8.8	港区赤坂一丁目、六本木一丁目地内					
田町駅西口地区	0.9	港区芝五丁目地内					
六本木六丁目地区	11.0	港区六本木六丁目地内					
三田小山町地区	2.0	港区三田一丁目地内					
赤坂四丁目篠塚地区	2.1	港区赤坂四丁目地内					
六本木三丁目地区	0.9	港区六本木三丁目地内					
合 計	約 ha 26.4 (25.7)						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：浜松町一丁目地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

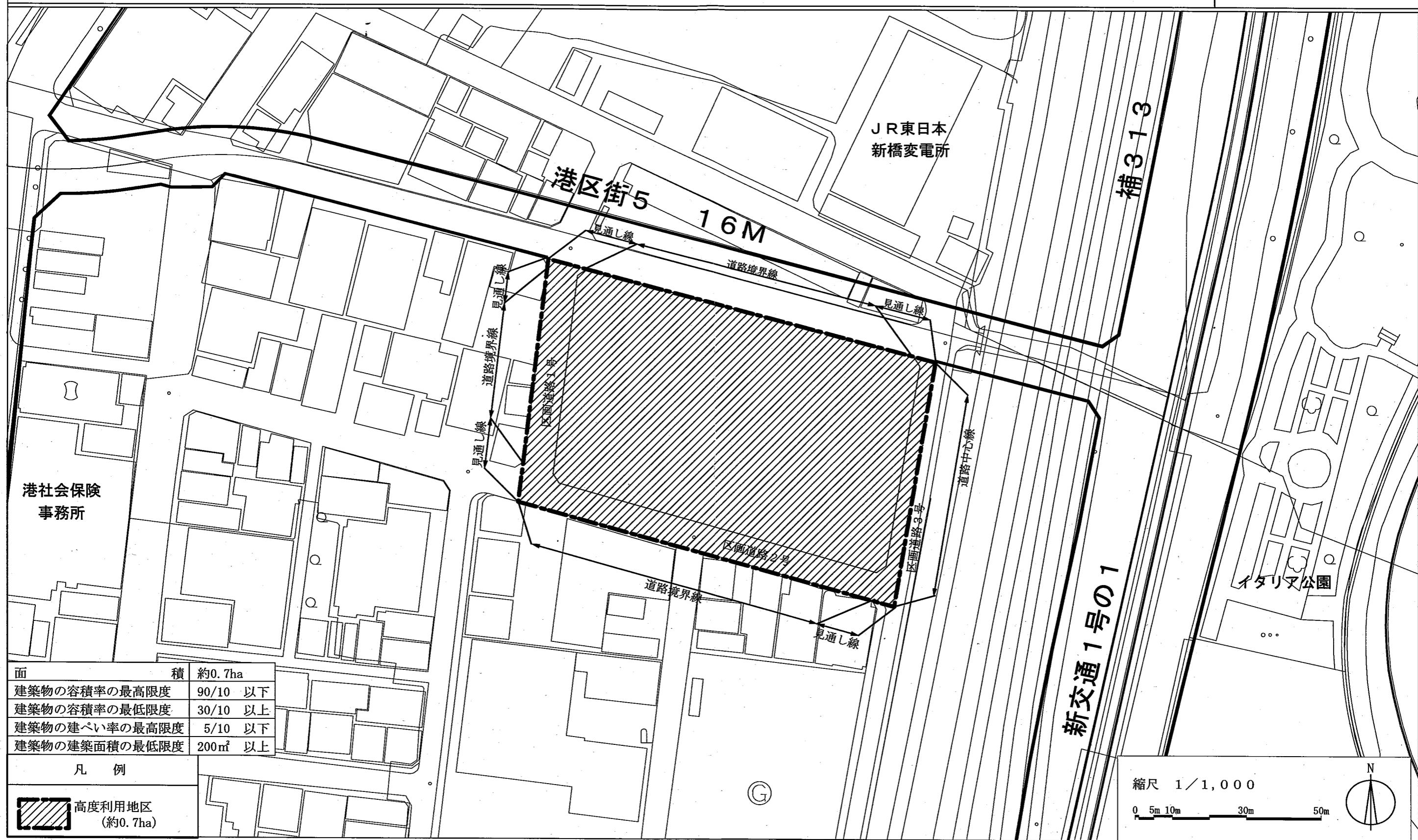
## 変更概要

種類	変更箇所	変更面積	備考	
高度利用地区 (浜松町一丁目地区)	港区浜松町一丁目地内	約 0.7ha	追加	(既決定地区) 赤坂・六本木地区 田町駅西口地区 六本木六丁目地区 三田小山町地区 赤坂四丁目築研坂地区 六本木三丁目地区

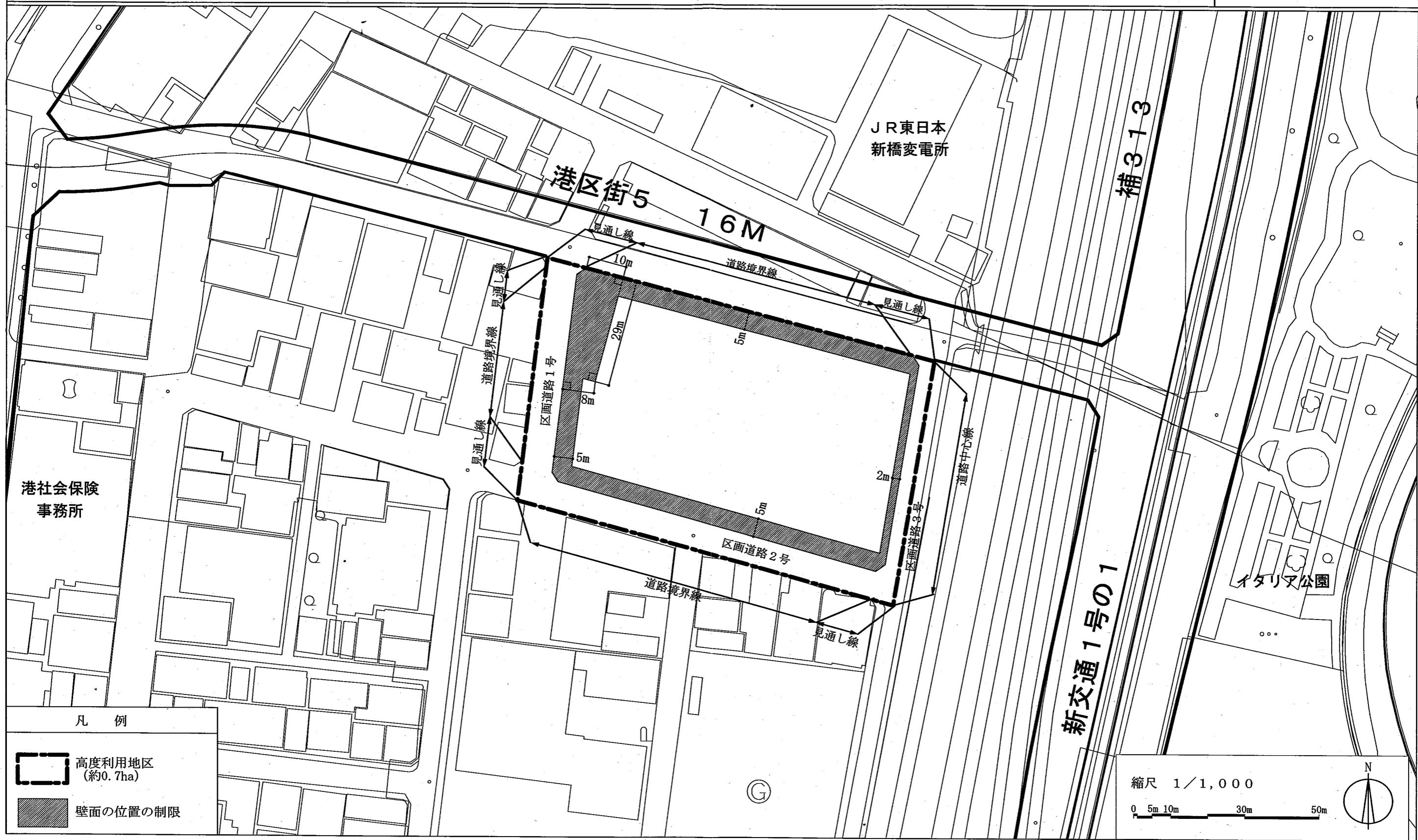
東京都市計画高度利用地区  
浜松町一丁目地区高度利用地区

計画図（1）

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]